

白井市産業振興条例解説

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、産業の振興について基本理念その他の基本となる事項を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民の役割等を明らかにすることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化を図り、もって市民が暮らしやすいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(説明) 条例を制定する目的について示しています。

- ① この条例には、基本理念その他の基本となる事項や産業にかかわる関係者の役割が規定されていることと、産業の振興に関する施策を総合的に推進することによって、地域経済の活性化がもたらす暮らしやすいまちづくりの実現を目指すとしています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者で、農業者や個人事業主を含む。
(2) 産業経済団体 農業協同組合、商工会、工業団体、事業協同組合、商店会その他の産業の振興に寄与する団体をいう。
(3) 地産地消 市内で生産若しくは製造されたもの若しくはこれらを原材料として製造若しくは加工されたもの又は市内で提供されるサービスを消費し、又は利用することをいう。

(説明) この条例で用いる言葉の意味を定めています。

- ① この条例で使用する「事業者」の意義を規定しています。
② この条例で使用する「産業経済団体」の意義を規定しています。

具体的には、

西印旛農業協同組合、白井市商工会、一般社団法人白井工業団地協議会、協同組合白井中央商店会、西白井駅前事業協同組合、白井市衣料協同組合、白井市書店協同組合、白井商店会、白井第一商店会、白井北総商店会、富塚地区商店会、富士商店会、西白井駅前サンロード商店会、白井駅前商店会、白井市建築業組合、千葉県中小企業家同友会、成田法人会、白井市倫理法人会などがあります。

③ この条例で使用する「地産地消」の意義を規定しています。

(基本理念)

- 第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力並びにこれらの尊重を基本として、市、事業者、産業経済団体及び市民の協力の下に、推進しなければならない。
- 2 産業の振興は、地域経済の循環及び雇用の拡大が図られるよう推進しなければならない。
- 3 産業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応して推進しなければならない。

(説明) 基本理念は、産業の振興に関する基本的な考え方を示すものです。

- ① 産業の振興には事業者自身の創意工夫や努力が必要不可欠であり、事業者は市民のニーズを把握して、優れたモノやサービスを生み出し、市民がその価値を認めて購入する地域経済の好循環がもたらされるよう、事業者と産業の振興にかかわる関係者（市、経済団体、市民）の協力のあり方を規定しています。
- ② 市内のあらゆる分野において、地元のものを地元で消費・利用する取組み及び地元で働き地元へ貢献できる環境を築くため、「地域経済の循環」と「雇用の拡大」を基本とした産業の振興を推進し、職住近接の自立都市を目指しています。
- ③ 平成20年に発生したリーマンショック以降、円高の急速な進行、東日本大震災や熊本地震での被災、ISや北朝鮮問題による国際的緊張など、著しい社会や経済の変動は国内外を通じ、今後も予断を許さない状況があり、産業をとりまく環境変化への対応を規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる産業の振興に関する施策を講じなければならない。

- (1) 人の交流の促進並びに情報の収集、発信及び共有を図ること。
- (2) 農商工の連携及び産学連携を支援すること。
- (3) 地産地消の支援を図り、地域経済の循環を促進すること。
- (4) 工事の発注及び物品、役務等の調達に当たっては、事業者の受注機会の確保を図ること。
- (5) 学校において児童及び生徒の勤労観及び職業観を育てるための教育の充実を図ること。
- (6) 企業立地を促進し、産業の集積を図ること。
- (7) 事業者の経営基盤の安定を支援すること。
- (8) 道路、交通その他の産業基盤の整備を図ること。
- (9) 環境に配慮した産業活動の持続的な発展を支援すること。
- (10) 雇用及び就労を支援すること。

2 市は、産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施しなければならない。

3 市は、産業の振興に関し、必要な調査及び研究に努めなければならない。

(説明) 市の責務を規定します。

(1) 産業の振興に関する10項目の基本的な施策を定めます。

① この条例の検討過程において、検討委員から「事業者同士が知り合うことからはじめよう」、「人が集まる機会を増やそう」、「農・商・工がお互いを知る機会をつくろう」、「地元の素晴らしい企業をもっと知る必要がある」という意見もあったということで、業種別の商習慣や垣根を乗り越え、市民のニーズを感じつつ、多様な人材の交流、情報の収集、発信及び共有を図ることを規定しています。

② 農・商・工連携は、農業者と商・工業者が通常取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして、売れる新商品・新サービスの開発・生産や需要の開拓を行うことです。

また、産・学連携は、大学等の基礎研究から産まれた新しい技術の「種」を企業のニーズと結び付け、応用研究を進めることや大学等が所有する知的財産権を企業へ技術移転し、産業技術の発展に繋げていくものです。

市は、「必要な情報」を「必要とする事業者」へと繋げながら、多様な連携をコーディネートします。

③ 本市は農産物の生産地であり、市内には良好な住宅の集積があります。地元でとれた新鮮な野菜を消費できる恵まれた地域特性を活かし、農産物のさらなる地産地消を推進しますとなっています。また、農産物以外にも、1円安いから市外の業者に発注するのではなく、市内の事業者が協力し合って、お互いの売り上げ

を少しでも伸ばすような協力関係の構築を目指し、企業間相互の地域調達によって、地域経済が少しずつ循環するよう努めます。

【参考 1】（市内産業の振興に関するアンケート調査 H23）

- 「地産地消」に興味がありますか。
 - おおいに興味がある：24.7%
 - ある程度興味がある：59.4%
- 「地産地消」のメリット
 - 地元の農業を活性化することができる：72.6%（1位）
 - 新鮮な農産物を購入できる：57.7%（2位）

【参考 2】（市内産業の振興に関するアンケート調査 H23）

- 市内産業のにぎわい・活気・魅力づくりに必要なこと
 - 家族や友人と楽しめる飲食店：39.7%（1位）
 - 大型商業施設：35.5%（2位）
 - ・20歳代男性：60.0%《1位》
 - ・20歳代女性：54.8%《2位》
 - ・30歳代女性：45.3%《3位》
 - 歩いて買い物を楽しめる商店街・商店づくり：33.2%（3位）
 - ・60歳代女性：45.6%《1位》
 - ・70歳以上女性：42.9%《2位》
 - ・50歳代男性：38.9%《3位》
 - 既存の商店や商業施設が魅力的な場所になること：29.7%（4位）
 - 話題性のあるショップ：26.1%（5位）
 - 街並み・景観の整備：23.8%（6位）

- ④ 地域経済の循環や雇用の拡大を推進するため、事業者の受注機会の確保を図ります。なお、受注量の増加を保証するものではありません。
- ⑤ **キャリア教育等の推進を規定しています。**

【参考 3】キャリア教育とは、

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるものです。

- ⑥ 世界的な経済構造の変化により、国内企業の海外設備投資が加速し、国内の雇用が減退しています。地域経済の循環及び雇用の拡大につながる企業の誘致並びに既存企業の拡張による企業立地を促進し、産業の集積を進めます。

【参考 4】（市内産業の振興に関するアンケート調査 H23）

○産業振興のために力を入れるべきこと

- 企業誘致の促進：35.8%（1位）
- 若い技術者の育成、技能継承の支援：30.8%（2位）
- 新製品や新技術の開発支援：23.3%（3位）

- ⑦ 事業者の大部分は、中小零細企業や個人事業主です。事業者の自主的な努力を尊重しつつ、その経営基盤の安定に配慮した支援を推進します。
- ⑧ 地域産業の活性化に資する各産業分野の基盤整備を推進します。農業の生産基盤整備、市民の消費意欲を向上させる魅力的な商業空間整備、工業専用地域への上水道供給体制の確立、道路・交通環境の整備による物流機能の向上や交流人口の増加など、産業基盤の整備を進めます。
- ⑨ 環境問題に対する市民の関心が高まっています。

市内産業の振興に関するアンケート調査において、市民が市内の企業に求めることの上位に、「地域活動への貢献」と「環境問題への取組み」があります。

市は、事業者が環境対策と経営の両立を果たし、二酸化炭素の排出抑制、節水、雨水の活用及び地下浸透、事業系ごみの分別・減量・資源化、包装の簡素化、物流の効率化、環境基準の順守、有害化学物質の適正使用、環境負荷の少ない原材料の活用、消費エネルギーの削減、環境保全に配慮された製品やサービスの調達（グリーン購入）、クリーンエネルギーの導入、コ・ジェネレーションシステムの導入など、事業者の自主的な取組みに協力します。

【参考 5】（市内産業の振興に関するアンケート調査 H23）

○市内の企業に求めること

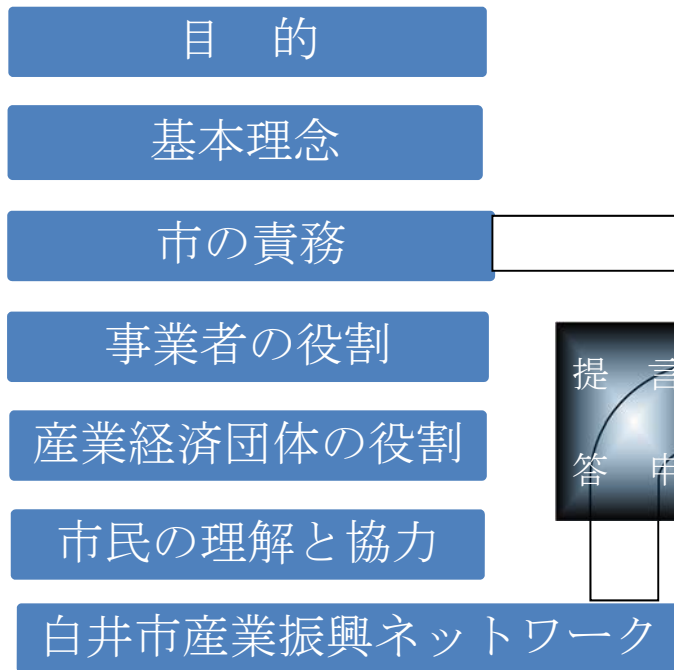
- 地域活動への貢献：40.6%（1位）
- 環境問題への取組み：40.0%（2位）
- 正社員の雇用拡大：33.5%（3位）
- 企業コンプライアンス・CSRの向上：26.5%（4位）
- 就労支援・人材育成支援：26.2%（5位）
- パート・アルバイトの雇用拡大：24.2%（6位）

- ⑩ 地域雇用の促進支援、人材育成支援、若年者、女性、高齢者、障がい者等の多様な求職者の就労支援、柔軟な就労環境の整備に関する支援を推進します。

- （2） 条例の実現を図るため、市の責務を市政の最上位計画に位置付けられた総合計画の基本計画に反映しながら、実施計画や事務事業の評価を通じて、市が取り組む他の施策と共に総合的・統一的に施策を推進します。

- (3) 条例の実現を図るため、関係者等の意見の聴取、実態の調査、課題の解決に向けた調査研究を行います。

【白井市産業振興条例】



【白井市総合計画】



(事業者の役割)

- 第5条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の向上、雇用の拡大並びに消費生活の安定及び安全の確保に努めるものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立ち、産業経済団体への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、市が行う産業の振興に関する施策及び産業経済団体が行う産業の振興のための活動に協力するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、事業活動に当たって、事業者相互の連携を図り、共同開発による経費の削減、技術の向上、情報の共有化等に努めるものとする。
- 6 事業者は、地域経済の循環に貢献するよう努めるものとする。

(説明) 産業の振興に関する事業者の役割を規定します。

- ① 事業者の自主的な努力に関する基本的な事項を規定しています。

- ② 事業者自らの持続性を保持するためにコンプライアンス（法令遵守）を含めた社会的要請への適応（企業の社会的責任＝CSR）について規定しています。

【参考 6】コンプライアンス違反の事例

脱税、申告漏れ、所得隠し、偽装請負、従業員や利用者の安全の軽視、
下請け会社に対する不当な値引き要求、原材料・産地・品質表示の偽装、
賞味期限切れ材料使用問題、保険金不払い、リコール隠し、
反社会的勢力への利益供与など

- ③ 事業者による経済活動をまちづくりの発展や市民生活の向上に反映するためには、産業の振興を担う関係団体等に参加するなど、互いに協力する機運を高めていくことが重要です。
- ④ 市が行う産業の振興に関する施策への協力及び産業経済団体が行う産業の振興のための活動に対する協力を規定するものです。この協力には学校教育の一環として行う職場体験活動への協力なども含みます。
- ⑤ 不得意分野の補てんや共同開発による開発経費の軽減、得意分野の融合による開発リスクの軽減や分散、スケールメリットの発現、技術に関する情報の共有化等、企業間連携による産業振興について規定しています。
- ⑥ 基本理念として、第 3 条第 2 項に掲げた「地域経済の循環」を推進するため、事業者等の協力を規定するものです。

（産業経済団体の役割）

第 6 条 産業経済団体は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力による取組を支援するとともに、市が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（説明）産業経済団体の役割を定めています。

産業経済団体には、産業の振興がその団体の主な目的であるものと、産業の振興が主ではないものの事業者と関係が深いものがあり、どちらの団体についても産業の振興に関する施策への協力を求めるものです。

【参考 7】

- ① 産業の振興や経済の発展を主な目的とする団体
農業協同組合、商工会、協同組合、商店会、
一般社団法人白井工業団地協議会
- ② 事業者と関係が深い団体
一般社団法人千葉県能率協会、千葉県中小企業家同友会、成田法人会、
白井市倫理法人会

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、産業の振興が市民生活の維持及び向上、地域経済の循環並びに雇用の拡大に寄与することを理解し、地産地消に取り組む等、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(説明) 市民の協力が必要です。

産業の振興は、行政や事業者の努力だけで実現することはできません。事業者が市民のニーズを把握し、優れたモノやサービスを生み出し、市民がその価値を認めて購入することが、地域経済の好循環につながっていきます。

また、事業者が市民を雇用し、市民が高齢になっても地域で働ける環境を構築していくために、消費者や就業者となる市民の理解と協力が必要です。

(白井市産業振興ネットワーク)

第8条 産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、白井市産業振興ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

2 ネットワークは、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 産業の振興に関する施策

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業の振興に関する事項

3 ネットワークは、産業の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 ネットワークは、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 産業経済団体の代表者

(3) 事業者の代表者

(4) 市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

条例の実効性を確保するため、異業種間等のキーパーソンをつなぐヒューマンネットワークを市の附属機関として設置します。

ネットワークは、市長からの諮問に応じ、産業の振興に関する事項や条例の見直しに関する事項について調査審議し、自らも市長に意見を述べることができます。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。